

彦根市総合計画審議会 会議録要旨

第1回 彦根市総合計画審議会全体会議		
日 時	令和元年 10 月 11 日(金) 9:30~12:00	
場 所	彦根商工会議所 4 階 大ホール	
出席者	審議会	別紙のとおり
	市職員	別紙のとおり
欠 席 委 員	奥野委員、兒玉委員、岸田委員、竹村委員	

1. 開会

[司会]

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、企画振興部次長の牛澤でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、開会に先立ちまして、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、審議会の傍聴についてです。本来ですと、後ほどご審議いただきます審議会公開要領に基づきまして審議会の傍聴いただく訳ですが、その要領が決まるまでは、お手元に配布しております「傍聴について（お願い）」と題しましたチラシの内容によりまして傍聴していただくことにつきまして、ご了解いただきたいと思ひます。

次に、会議中の発言についてです。会議録を作成いたします関係上、発言をされる場合は、恐れ入りますが、挙手の上、議長の許可を得ていただき、マイクのスイッチを入れ、お名前を言っていただいてから発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、マイクのスイッチをお切りください。

なお、本日の会議は遅くとも 12 時を目途に終了させていただきたいと存じますので、会議が円滑に進行できますようご協力をお願いいたします。

それでは、只今から第1回彦根市総合計画審議会を開催させていただきます。

2. 彦根市総合計画審議会委員の委嘱

[司会]

はじめに、彦根市総合計画審議会委員にご就任いただきました皆さま方に、市長から委嘱状を交付させていただきます。

(※市長より各委員に委嘱状を交付)

3. 市長挨拶

[司会]

続きまして、市長からご挨拶を申し上げます。

[市長]

皆さま改めましておはようございます。彦根市総合計画審議会の開催にあたりご挨拶申し上げます。皆さま方にはこの度、総合計画審議会委員にご就任につきまして、ご快諾いただきましたこと御礼申し上げます。また、お忙しい中ご参集いただきましたこと、併せて御礼申し上げます。皆さま方には、日頃からそれぞれのお立場で市政に深いご理解とご協力を頂戴し、改めまして厚く御礼申し上げます。

本市では平成 23 年に現在の総合計画を策定し、そのコンセプトであります「風格と魅力ある都市の創造」の実現に向けまして、政策・事業を進めて参りました。皆さま方もご承知のとおり、地方都市をとりまく情勢の変化は、極めて大きなものでございまして、全国的な人口減少社会への突入、東京一極集中、少子高齢化が現実に行進中、このまま手をこまねいておりましたら、地方都市の発展はおぼつきません。地方都市が生き残って参りますためには、時代の流れを的確に捉え、明確なビジョンを持って、まちとしてのコンセプトを創りだしていくことが求められています。

本市は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、ハンドボールスペイン代表の事前合宿地になりますとともに、2021 年にはワールドマスターズゲームズのロードレース開催地、2024 年には国民体育大会・全国障害者スポーツ大会のメイン会場になるなど、全国に「彦根」の名をアピールする絶好の機会を得ております。これらは、今後のまちづくりの大きな推進力になると考えておりますし、そのための賑わい整備を進めていこうとしている状況でございます。

ただ一方で、本市の財政状況は大変厳しいものとなってきてございます。限られた財源を、今まで以上に選択と集中によって、より効果的な投資を行って、行政として担うべき役割をしっかりと見据えて、着実にその責務を果たすとともに、市民、地域、事業者、皆さま方とともに「オール彦根」で魅力ある未来の彦根を創り上げて参りたいと考えております。

このような時代の流れに対応しつつ、個性と魅力あふれる彦根を創造して参りますためには、今後のまちづくりの指針となります新たな総合計画および国土利用計画が必要でございます。策定にあたりましては、各分野でご活躍をいただいております皆さま方の力をお借りし、存分に議論を重ねていただくことによって創り上げて参りたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、何かとお忙しい中とは思いますが、この機会を重ねて、十分な審議をしていただき、未来の彦根を共に創っていただきたいと心からお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。お世話になりますが、よろしくお願ひい

たします。

4. 彦根市総合計画審議会委員の紹介

[司会]

ありがとうございました。今回、総合計画審議会委員にご就任いただきました皆さまは、総勢 33 名でございます。お手元に「資料 1：総合計画審議会委員名簿」をお配りさせていただいておりますが、本日は第 1 回の審議会ということもございますので、ご出席の委員の皆さまから、それぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。時間の関係もございますので、ご所属とお名前程度でお願いいたします。

それでは、配布させていただきました彦根市総合計画審議会委員名簿の順に従いまして、お願いいたします。

(※各委員より自己紹介)

[司会]

ありがとうございました。なお、奥野委員、岸田委員、兒玉委員、竹村委員は所用のため、本日は欠席でございますので、ご報告をいたします。委員の皆さま方におかれましては、これからのご審議につきましてよろしくお願いいたします。

[委員]

素朴な質問なのですが、ひとつよろしいでしょうか。

33 名の委員さんがこれから活躍されることになるわけですが、素朴な意味で、何故、議会の代表の方が入っておられないのか。前回も入っておられません。我々公募委員が 4 人出ておまして、それが市民代表というのは荷が重すぎますし、各 4 つの部会があります中で、各 1 人ずつ公募委員も入るかと思いますが、議会の皆さま方が何故ここに入っておられないのか。次期計画についても議会に上程をされ、今度の延長問題も上程をされ承認をされることとなります。今後 10 年以上の彦根市のまちづくりの方針を決める大切な場に議員さんが一人も入らないのは良くないのではないかと。議会の方に入っていただくべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。検討委員会に各部長さんが入られるということですが、昨年、危機防災の谷澤さんにお世話になっておりましたが、今回、部長級である谷澤さんが入っておられないように思います。内部の話でございますが、併せて素朴な質問でございます。冒頭、腰を折りまして済みませんがよろしくお願いいたします。

[事務局]

議員の方が委員に就任していらっしゃる点に関しましては、総合計画は、市議会に

上程をして議決を頂戴するものとなっております。そちらの方で審議されることとなりますので、その前段階の審議会の中で、議員の方が検討に入られて審議会として認められたものが上程されますと、審議に何らかの拘束力を発揮してしまうのではないかという議論がございまして、議員の方は、こちらの委員には就任されないという整理がされております。

もうひとつのご質問である危機管理監の谷澤が検討委員会に入っていない点に関してですが、それぞれの関係する部局長、トップに位置付けられる方で検討委員会は構成させていただいております。谷澤は市長直轄組織に属しております、そちらからは参事の山本が代表として出させていただいている状態でございますので、ご理解いただければと思います。

[委員]

わかりました。やっぱり議員さんが入っていただいて初めて、こういった流れでこういう風に積み上げていったということを知っていただけたという意味でも入っていただいた方が良くはないかと思えます。私の知人に聞いたことによりますと、議会は一切審議会に入らないと言っておられるようにも聞いておりますが、総合計画は、彦根市の憲法かと思えます。それを何も知らずに、上程をして、分かったか分からないまま賛成されるようでは、議員としての責務を果たされていないという風に思えます。私のひとつの意見でございますが、やはり今後10年間、12年間の市の総合計画ということで作り上げますので、意見として述べさせていただきます。

[司会]

よろしいでしょうか。それでは続きまして、本日出席しております職員につきまして自己紹介をさせていただきます。お手元には資料2としまして、庁内における検討組織でございます彦根市総合計画検討委員会委員名簿を配布させていただいておりますのでご参考にご覧ください。

(※各委員より自己紹介)

[司会]

以上が本日出席しております職員となります。どうぞよろしくお願いいたします。本日の進行につきましては、当審議会の正副会長を選出いただきますまでは、会議の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、彦根市総合計画審議会条例につきまして、事務局から説明させていただきます。

[事務局]

(※彦根市総合計画審議会条例について資料3により次のとおり説明)

- ・ 審議会は、市長の諮問に応じて、彦根市の総合計画の策定について、調査および審議をする機関。
- ・ 審議会は、40人以内で組織し、委員は諸団体の代表者、関係行政機関等の職員、学識経験を有する者および市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- ・ 委員の任期については、市長に答申するまでの期間。なお、人事異動や役員交代等で、今の職を離れられた場合は、後任の方に引き続き委員として就任いただく。
- ・ 会長および副会長は、1名ずつ委員の互選により選出。
- ・ 審議会の会議は、1回目のみ、但し書きにより市長が招集するが、それ以降は、会長が招集。
- ・ 議事進行は、会長が議長となる。
- ・ 審議会は、委員の半数以上のご出席を得て成立となり、議事については、出席員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が最終的な決定を行う。また、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- ・ 総合計画をそれぞれの分野ごと集中的に調査・審議いただくため、部会を設置することができる。次期総合計画策定にあたっては、部会を設置する予定としている。
- ・ 審議会の庶務は、企画振興部が担当。
- ・ 条例に定められていないことについては、その都度審議会に諮り決定する。

[司会]

ただいま、彦根市総合計画審議会条例の説明をさせていただきました。同条例、第5条第2項の規定により、会議の成立要件としましては、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、委員33人中29人の方に出席いただいておりますので、会議が成立しましたことをご報告いたします。

5. 会長・副会長の選出

[司会]

次に、会長・副会長の選出についてお諮りいたします。まず会長につきまして、その選出方法は、条例第4条第1項の規定により、委員による互選となっておりますが、いかがでしょうか。

[委員]

私は、豊富な経験と広い見識をお持ちでいらっしゃる滋賀県立大学理事長の廣川能嗣様を会長に推薦いたします。

[司会]

ただいま会長に、廣川能嗣委員を推薦するご発言がございましたがよろしいでしょうか。

(※全委員、異議なし)

[司会]

それでは、ご異議もないようでございますので、会長は廣川能嗣委員にお願いしたいと存じます。続きまして、副会長の選出についてお諮りいたします。副会長につきましても、その選出方法は、条例の規定によりまして、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

[委員]

地元ビジネスの世界でご活躍いただいております株式会社千成亭風土の上田美佳様を推薦させていただきます。

[司会]

ただいま副会長に、上田美佳委員を推薦するご発言がございましたがよろしいでしょうか。

(※全委員、異議なし)

[司会]

ご異議もないようでございますので、副会長は上田美佳委員にお願いしたいと存じます。

それでは、規定によりまして、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、廣川会長様は会長席に、上田副会長様は副会長席に移動をお願いいたします。

(※会長、副会長はそれぞれの席に移動)

[司会]

それでは、廣川会長様からご挨拶をお願いいたします。

[会長]

ただいまご推挙いただきまして会長職になりました滋賀県立大学理事長の廣川です。どうぞよろしくをお願いいたします。そして、副会長になられた上田美佳様と一緒にやって

いきたいと思ひます。皆さまのご支援どうぞよろしくお願ひいたします。

先程、市長のご挨拶にもございましたように、非常に大きな課題を抱えていると思ひております。それを如何に盛り立てていくかという基本となる計画を私達で作成するということでございますので、皆さまのご協力、また建設的なご意見を基に、素晴らしい計画を作っていければと思ひております。是非活発なご議論をいただき、素晴らしい将来を約束する計画を作っていければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、どうぞよろしくお願ひします。

6. 現在の彦根市総合計画及び彦根市国土利用計画の計画期間延長について

[司会]

ありがとうございます。それでは続きまして、市長から現在の彦根市総合計画及び彦根市国土利用計画の計画期間の延長について、諮問させていただきます。

(※市長より会長へ現在の彦根市総合計画および彦根市国土利用計画の計画期間延長について諮問)

[司会]

諮問の要旨につきましては、ただいま配布しておりますので、少々お待ちください。

それでは規定によりまして、これ以降の進行につきましては廣川会長様にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

7. 議題

(1) 彦根市総合計画審議会公開要領について

[会長]

先程、市長から本日の審議会において、計画期間の延長について審議し、答申するようご依頼がございました。各委員の積極的なご審議を賜り、答申したいと考えておりますので、ご協力の程どうぞよろしくお願ひいたします。

まず議題の(1)彦根市総合計画審議会公開要領についてご審議いただければと思ひます。これについて、事務局よりご説明いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

[事務局]

(※彦根市総合計画審議会公開要領について資料4により次のとおり説明)

- ・会議は原則公開とするが、出席委員の3分の2以上が必要と認めた場合、公開しないことができる。
- ・会議の開催日時等の公表に努める。
- ・会場における適正人員を超えるときには、傍聴人の数を制限することができる。

- ・傍聴を希望される方については、傍聴人受付において、住所および氏名を受付簿に記入していただく。なお、受付簿については、個人情報保護の観点から、企画課にて、厳重に管理する。
- ・傍聴人には、「会議における議事等に、公然と可否等を表明しないこと」、「写真、ビデオ等を撮影し、または録音しないこと」、「その他の行為をもって、会議の秩序を乱したり、議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと」以上3つの事項を守っていただく。
- ・会議の傍聴に関し、傍聴人がこの要領に従わないときは、会長または部会長から制止いただくとともに、その指示に従わなかった場合は、退場させることができる。
- ・審議会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とし、会長または部会長が署名することで確定し、会議録は原則公開とする。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録も原則非公開としますが、その場合にあっても、審議会が特に必要と認める場合は、会議録を部分的に公開することができるものとする。
- ・この要領に定めのない事項が生じたときは、会長または部会長が会議に諮って決めるものとし、部会における決定事項は、部会長から会長にその顛末をご報告いただくものとする。

[会長]

ご説明ありがとうございます。ただいまの公開要領(案)でございますが、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

[委員]

第2条の、「審議会は、原則公開とするけれども、ただし出席委員の2/3以上が認めたときは公開しないことができる」という部分で、何故公開しないのか。そもそも非公開にする必要があるのかと思う。まちづくりのことを検討する中で、公開しないことができるというのは、開かれた市政とは言えないのではないかと思います。

それから第2項で、「開催日時等の公表に努めるものとする」ということは、「公表しないこともある」という風に読むのですが、それであれば、「公表する」ということにすべきではないかと思います。

それから第3条で、「会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる」とあり、今日はちょうど10人の傍聴席が設けられています。今新庁舎がまだ出来ていないので、あちこちで部会を開かれることになるのかわかりませんが、「会場における適正人員を超えるとき」ということで制限をかけておられますが、開かれた市政から言えば、何故制限するのかと思います。議会の委員会を傍聴させていただいておりますと、議員さんのところには椅子と席、記者席にも椅子と席、ところが市民の我々には椅子だけしか用意されていません。そのことをある方が申し上げたら、バインダーを

用意されるようなことがありました。どこの会場を想定されているのかわかりませんが、どんどん傍聴に来られたら、彦根市にとってありがたいことだと思います。パブリックコメントを見てもほとんど意見はゼロです。「制限することができる」ということは、改めないといけないのではないかと思います。前回の公開要領も全文同じでございました。

それから第4条で、「傍聴人は受付で受付簿に記入する」とあり、第2項で「個人情報保護の観点から、適正な取り扱いに努める」とありますが、具体的にはどのようにされるのか。例えば、傍聴に来られた人がいろいろ思いを持っておられ、関係課の方があの人は誰かというとき、企画課以外の関係課の人から聞かれたら、その傍聴人の名前を言わないのかどうかお聞かせ願いたいです。

[会長]

事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

[事務局]

まず、非公開の部分でございますが、もちろん積極的に非公開にさせていただくという主旨のものではございません。非公開にするかどうかにつきましては、審議会の中で、委員の皆さまが最終的に決定していただくということでございますので、市として積極的に非公開を推進するために書かせていただいているものではないということをご理解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。会議の日程の公表につきましても、公表しないということはそもそも考えてはおりませんが、非公開になる可能性のある審議会もあろうかと思います。そうなった場合には、開催日時を積極的に周知しないこともあろうかと思いますので、同じように書かせていただいているものでございます。

次に、傍聴人の制限の部分でございます。おっしゃっていただきましたように、私どもといたしましても、ひとりでも多くの市民の方が傍聴いただくことが、開かれた形であると理解しております。ですので、出来る限り傍聴人の席は設けさせていただきたいと思っております。今日も10名ご用意させていただきましたが、あえて傍聴人席は前寄りに設置させていただいております。これは、10名で収まりきらなかった場合は、後に机を並べて更に多くの方に座っていただけるようにするためにさせていただいているものでございます。このような姿勢で臨み、出来る限り多くの方が傍聴できるような形で対応させていただきたいと考えているところでございます。

そして、個人情報の部分で、関係課から問合せがあれば、答えることがあるのかというご質問ですが、実際にどの方がどういったご意見を言われたかという情報は、関係課が尋ねてきたとしても情報として必要ではないと考えております。つまり、誰が意見をおっしゃっていたかということよりも、どういった意見が出たのかという後の方が大事だと思っておりますので、問い合わせのあったとき、どここの誰々だということを申し上げるつもりはございませんし、そもそも傍聴人の方が会議の中でご意見をおっしゃっていた

だくことは基本的に考えておりません。ですので、会議の中で傍聴人の方のご発言が出るということは考えづらいところではございますが、万が一あった場合も、個人情報に関わって参りますので、事務局としては公開するということは考えておりません。以上でございます。

[委員]

わかりました。我々委員としましても、全体的に公表してより良きものを、市民の方も傍聴していただく中で素晴らしい次期総合計画の案を作っていく必要があるかと思しますので、非公開というのは我々も出来るだけやめようということを肝に銘じていただきたいと思います。傍聴人の方が、会議中の発言がないとしても、終わってからお話をしたい方もいらっしゃるのではないかと思います。本日も議員さんが見えます。個人情報とは言いながらも、いろいろと難しい部分がありますので、よろしく願いいたします。

[会長]

会議の運営上、今の主旨を踏まえたくらうえで、運営していきたいと思ひます。そこで、この公開要領(案)でございますが、説明にあつた主旨に則つて、原案でお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(※全委員、異議なし)

[会長]

では、先ほどの主旨に則つて、(案)を取りまして公開要領とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 現在の彦根市総合計画および彦根市国土利用計画の計画延長について

[会長]

続きまして、議題の(2)現在の彦根市総合計画および彦根市国土利用計画の計画延長についてです。これにつきましても、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

[事務局]

(※彦根市総合計画および彦根市国土利用計画の概要と取組状況について資料5により次のとおり説明)

- 彦根市総合計画は、彦根市はどのような「まち」を目指すのか、そのためには誰が、どのようなことをしていくのかを、総合的・体系的にまとめたもので、市の最上位計画と位置付けられるもの。

- ・彦根市総合計画は、基本構想と基本計画の2部構成。
- ・基本構想は、本市の将来目指すべき街の姿やまちづくりの方向性について定めたもので、計画期間は、平成23年度から令和2年度までの10年間。
- ・基本計画は、基本構想に基づいて、その具体化を図るための政策や施策について定めたものであり、基本構想の計画期間10年を5年ごとの前期・後期に分けて策定。
- ・彦根市国土利用計画は、総合計画の各施策推進と併せて、市の土地(市土)の利活用について、その方針を示した計画。
- ・計画期間は、総合計画と同様に平成23年度～令和2年度までの10年間。
- ・彦根市国土利用計画は、社会情勢等様々な状況により、市土の利活用は変化することがあるため、記載内容については、弾力的に理解いただく必要がある。
- ・彦根市総合計画と彦根市国土利用計画の概要(計画の性質・期間・位置づけ等)を説明。
- ・会議中においては、現在の彦根市総合計画、彦根市国土利用計画をそれぞれ、現総合計画、現国土利用計画、また、新たな彦根市総合計画、彦根市国土利用計画をそれぞれ、次期総合計画、次期国土利用計画と表記および発言する。
- ・現総合計画は、彦根市民憲章を基に「風格と魅力ある都市の創造」をコンセプトとして策定されており、市民憲章に合わせて5つの分野で整理を行っている。
- ・現在の取組状況や平成30年度における達成状況については、**資料6**のとおりであり、未達成の施策については、今後課題を解決し、更なる推進を図っていく必要がある。

[会長]

ご説明ありがとうございました。ただいま、現在の計画概要と取組状況についてご説明いただきましたが、この後諮問がございました計画期間の延長についてご審議いただくこととなりますけれども、ただいまの説明についてご確認されたいこと、あるいはご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

無いようでしたら、次に進みたいと思います。それでは、今の説明を踏まえて計画期間の延長について、その必要性について審議したいと思います。これにつきまして、まず事務局からの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

[事務局]

(※計画変更の趣旨について**資料7**により次のとおり説明)

- ・現総合計画は、令和2年度で終了となることから、本来であれば、令和3年度を始期とする次期総合計画を策定するところであるが、令和3年4月に市長選挙が執行予定となっており、令和3年度を始期とする計画を策定した場合、市長選挙で当選した市長(以降「新市長」とする。)の任期開始1か月前に次期総合計画がスタートすることとなる。
- ・一般的に総合計画は、首長の方針を踏まえ策定されるものであり、令和3年度を始期と

する計画を策定しますと、新市長の方針と齟齬が生じる恐れがあるため、現総合計画の期間を1年延長し、令和3年度で、新市長の方針と次期総合計画との調整を行い、次期総合計画については、令和4年度を始期としようとするもの。

- ・次期総合計画の計画期間については、今後も市長選挙と新たな計画の策定のタイミングを合わせるため、12年とする方針。
- ・現国土利用計画についても、現総合計画の基本構想に即し、市土の土地利用の現状と課題を踏まえつつ策定していることから、同様の取扱いを行う。
- ・計画期間延長に伴う現総合計画および現国土利用計画の変更方針について、計画期間延長が1年限りであることから、修正については、最小限に止め、①計画の最終年度を「平成32年度」から「令和3年度」へ変更、②最終年度を令和3年度に変更することに伴い、目標年次の数値を令和3年度における数値へ変更のみとする。

(※変更箇所について資料8と資料9により次のとおり説明)

【総合計画の基本構想】

- ・整理番号1：計画期間を平成32年度(2020年度)を令和3年度(2021年度)に変更。
- ・整理番号2：将来人口が予測のため、現時点以降の人口についての記載へと変更し、平成31年つまり本年の人口を削除するとともに、平成32年の人口については、令和3年の人口に変更。なお、令和3年の将来人口の推定は、現在と同じ概ね113,000人となることから、将来人口は変更せず、平成32年から令和3年への変更とする。
- ・整理番号3：目標年次における人口が記載されているため、整理番号2と同様に目標年次を令和3年に変更。
- ・整理番号4：平成21年と比較した平成32年の老年人口の伸び率が記載されているため、平成21年と比較した令和3年の推定老年人口の伸び率に変更。
- ・整理番号5：平成32年の世帯規模の見通しと推計世帯数が記載されているため、令和3年の世帯規模の見通しと推計世帯数へと変更。
- ・整理番号6：目標年次における観光入込客数、購買人口、昼間人口が記載されているため、目標年次を令和3年に変更し、昼間人口の目標値を変更。
- ・それぞれの推計値や目標値については、現総合計画策定時以降の最新の数値等を可能な限り用いて算定を行ったもの
- ・観光入込客数および購買人口については、過去からの推移をもとに算定した結果、現在の目標値より増える見込みとなったが、いずれも最新の数値においては、現在の目標値を下回っているのが現状であり、延長が1年と短期間であることから、さらに高い目標値を設定するのではなく、まずは現在の目標値達成を目指すことが望ましいと考え、目標値は据え置く。

【国土利用計画の本編】

- ・整理番号1：目標年次が平成32年と記載されているため、令和3年に変更。

- ・整理番号 2 から整理番号 4 :
いずれも目標年次を平成 32 年から令和 3 年へと変更。なお、整理番号 3 については、令和 3 年の想定人口と世帯数については、総合計画の数字を採用することとし、想定人口については、変更ないが、世帯数については、約 49,000 世帯に変更。また、整理番号 3 は、想定人口と世帯数についての記載であることから、現時点以降の人口についての記載に変更するため、平成 27 年における記載は削除。
- ・整理番号 5 : 目標年次における目標が定められているため、令和 3 年における目標値に変更。
- ・目標数値については、各区分における最新の実績値の確定が困難であったことから、現国土利用計画策定時における算定式と基礎数値をもとに、算定。また、この目標値については、現国土利用計画 12 ページの(6)に記載しているとおり、土地利用は様々な要因に基づき変化するため、目標値というより推計値としての意味合いが強いこと、また、今回お示ししている目標値は、現国土利用計画を当初から 11 年計画として令和 3 年まで推計するとこの目標値になっていたという性質のものであることを説明。

(※今後の主な予定について資料 7 により次の通り説明)

【令和元年度】

- ・彦根市議会に現総合計画基本構想変更に関する議案を上程。
- ・彦根市議会の議決が得られれば、現総合計画後期基本計画の目標値見直しを実施。
- ・内部会議である彦根市総合計画検討委員会で次期総合計画および次期国土利用計画の素案検討。
- ・年度内に本審議会をもう一度開催し、彦根市議会での審議結果と、次年度に向けた取り組みの説明。

【令和 2 年度】

- ・市長から審議会に次期総合計画および次期国土利用計画の策定について、改めて諮問。
- ・審議会では調査・検討・審議と併せ、より具体的な検討等を行うため、検討委員会と審議会にそれぞれ部会を設置。
- ・年度末には、1 年をかけて調査・検討・審議したものを「中間取りまとめ」として取りまとめ。

【令和 3 年度】

- ・中間取りまとめを行った次期総合計画・次期国土利用計画と新市長の方針との調整。
- ・調整後の次期彦根市総合計画・次期国土利用計画について、審議会での最終的な調査・検討・審議。また、必要に応じて部会も開催。
- ・審議会から新市長に答申。

- ・計画素案に対するパブリックコメントの実施。
 - ・彦根市議会に次期総合計画基本構想策定に係る議案を上程。
 - ・彦根市議会の議決が得られれば、次期総合計画および次期国土利用計画の策定。
- ・なお、これら予定については、現時点での予定であり、今後の進捗によって前後することがあることを補足。

[会長]

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

[委員]

ただいまの計画延長の問題でございますけれども、新市長との齟齬があった場合に備えてということもございますが、現在までに、例えば、今大久保市長さんがおられますけれども、大久保市長さんが就任されたときに齟齬があったのか、なかったのか。どういう内容だったのか、言いにくい内容かもわかりませんが、教えていただきたい。どういう齟齬があったから、その反省を踏まえて、この調整期間 11 ヶ月を設けるということになるのか。時には、齟齬というよりも、新市長の PR で齟齬がエゴになる場合もございますので、どういったことがあったのか教えていただきたい。

逆に、現計画に齟齬はないのか、1年延長することが許されるのかどうかということを私は思います。例えば、今の市政に現計画が陳腐化している、齟齬が生じているということはないのか。「子どもの貧困」という施策が載っていません。恐らくされていますけど、現計画には載っていないということがあれば、やみくもに延長することは如何なものかと私は思います。

それから、今年と来年から本格的に部会などで検討するのですが、令和3年に新市長がスタートされたとき、1年近く我々が審議していたことを、新市長が「やり直せ」ということも起こり得ることもあるのではないかと思います。1年延長をたやすくするものではないと思います。例えば、近江八幡市の富士谷前市長さんと小西市長さんとで新市庁舎問題で住民監査請求や訴訟にまで及んでいるという、非常に市民にとってはどうなのかというところがあります。だから、1年延長することによって、うまく調整できるのであればすべしだし、新市長のアピールに我々が強制的に従わされるのかどうかというところがある。

あと、総合計画に載っていないことは、予算として財政が認めないということなのか合わせてお聞かせいただきたい。

[会長]

事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

[事務局]

市長が変わりますと、もちろん公約をそれぞれ掲げていらっしゃるものもありますので、その公約をどの様に総合計画に盛り込んでいくかということは、課題として出てくると思います。大久保市長がご就任いただいたときのお話は、私はその場に居合わせておりませんが、獅山市長時代に作られたこの基本構想を実現するために各施策が進められているということで、基本的には踏襲するということを協議させていただいた上で、そのままの基本構想を採用させていただくということを決定了らさせていただきます。

実際に、大久保市長が就任されて以降、実施計画的な位置付けの後期基本計画が平成27年から策定されています。そのあたりで、市長が思いになる彦根市の形を盛り込んで、計画を策定させていただいたということでございます。

新市長が就任されて、作られた計画が一からということがあるのではないかとご質問もございました。総合計画は、もちろん市長の意向や方針が大きく影響されてくるものではございますが、それを策定するにあたりまして、今年から取組みをはじめておりますが、今彦根市が抱えている課題は何なのか、そして彦根市をとりまく情勢でありますとか、日本全国が直面している問題・課題が何なのかということ进行调查させていただこうと考えております。そういったものにつきましては、たとえ市長が変わっても彦根市として対応していくべき内容と考えておりますし、そのことをベースに、皆さまに、今後の彦根市はどういった方向性を見出して取り組んでいくことが必要なのかということ、基本構想を作る際にご意見をいろいろ伺ってまいりたいと考えております。彦根市が直面している課題や日本全国が直面している問題・課題につきましては、たとえ市長が変わっても、その点については変わらないものと考えております。それを土台に基本構想を策定した上で、次に新市長が就任されましたら、それをベースにそこからどのように市長の色を出していくのかということが、具体的なポイントになってくると考えております。基本的にはこのように考えておりますので、もちろんどんな方が次の市長になられるかによるところはございますが、ベースの部分は変えずにいけるような形を考えております。

予算化の話ですが、予算を組み立てるにあたって、予算が付く事業というのは、基本構想に定められております彦根市の将来像を実現するために取り組んでいる事業が、その主なものになります。そういった意味では、予算と基本構想は関わりが深いものでございます。そのあたりは、予算の組み立て方でありまして、今後財政当局としっかり協議しつつ考えていく必要があると考えております。以上でございます。

[会長]

ありがとうございます。計画延長について、他の委員の方のご発言もあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。今ご質問された委員はいかがでしょうか。

[委員]

今のご説明は分かるのですが、皆さん資料を 1 週間前くらいから手元にあってご覧になられたと思うのですけれども、この一瞬で延長を可決してくださいというのは、皆さん判断が付くでしょうかということを思います。今ここで採決を取られるのは、少し時期尚早じゃないかと思うのですが、もう一度じっくり我々も考える必要があるのではないかと思います。決して仕事を止めているということではなく、現計画を見直す必要があるなら、遠慮せずすぐに直していく必要もあるのではないかと思います。私の意見はこの通りです。皆さまからの意見をお願いします。

[会長]

ただいまのご発言に対して何かご意見ございますでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、ここで決めるということでもよろしいでしょうか。もし、1 年延長に反対という方がおられるなら多数決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[委員]

「賛成」か「反対」かだけでなく、「保留」、少し考えたいというのはないのでしょうか。

[会長]

具体的には、どれくらいの期間があれば判断がつくとお考えですか。

[委員]

第 2 回の審議会がいつになるか分かりませんが、わざわざ開催するとなると申し訳ないのですが、やっぱり今日始めて読まれた方もいて、すぐに納得されるというのも如何なものかと思しますので、もう一度審議会を開いていただけるならありがたいと思います。

[会長]

皆さまいかがでしょうか。意見がないようでしたら、まずここで決めるかどうかについて、第 2 回の審議会で決を取るということにするのか、あるいは書面開催で決を取るのか、それかここでは決めずに保留にしておくというひとつの提案もございましたが、そうするのか、ここでもう決めて良いと判断されるのか、皆さまにご判断いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、まずここで決めずにある期間をとって、今回は保留にして書面、あるいは次回集まって決めるということに対してご賛成の方、挙手をお願いいたします。

(※1名が挙手)

1名ということでございます。

では、ただいまのご提案に対して反対という方は、挙手をお願いいたします。

(※9名が挙手)

では、「保留」の方はいらっしゃいますか。

(※7名が挙手)

よろしいでしょうか。カウントはできましたか。それでは、賛成は何名でしたか。

[事務局]

賛成は、1名です。この場で決めるとご判断いただいた方は、9名の方だったのですが、保留の方が7名しかいらっしゃらないので、もう一度保留の方は、挙手をお願いできますでしょうか。

[委員]

今出された「保留」という提案に対して、その意見をまずは採り上げるかどうかがあると思います。採り上げられた上で、この議案に賛同されるかどうかと、今新しく提案されたことの3つで良いかと思うのですが、そのあたりが整理されていなかったもので、手を挙げる状況ではございませんでしたので意見させていただきました。

[会長]

先ほどご提案のあった意見について、採り上げるかどうかというところをご判断いただきたいと思います。ご提案は、この場で決めずに後日改めて審議して決めるということですが、そのご意見をこの場で採り上げるかについて「賛成」「反対」でお答えいただきたいと思います。

採り上げるということで、ご賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(※4名が挙手)

よろしいでしょうか。4名でしょうか。ありがとうございました。

それでは、ご提案に対して採り上げないという方は挙手をお願いいたします。

(※19名が挙手)

[会長]

では、採り上げない方が19名ということです。出席者が29名ですから、過半数で15名なので、採り上げないということに決したいと思います。ありがとうございました。

それでは、1年延長するという事について、この場で決したいと思います。1年延長するという事で、賛成という方は挙手をお願いします。

(※25名が挙手)

いいですか。ありがとうございます。

1年延長しないという方は、挙手をお願いします。

(※1名が挙手)

[会長]

25名の方が1年延長することに賛成で、反対が1名です。過半数ですので、1年延長するという事に決したいと思います。どうもありがとうございました。

(3) その他

[会長]

それでは次に進みたいと思います。次は議題(3)のその他でございますが、本審議会から市長へ答申するにつきまして、私と副会長とで話をさせていただこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(※全委員、異議なし)

ありがとうございます。ご異議なしということで、二人で答申させていただこうと思います。それでは答申につきましては、10月18日(金)に副会長と一緒に答申させていただくことにいたします。

続きまして、その答申文の案につきまして、お諮りしたいと思います。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

今から答申文(案)について、配布させていただきますので、しばらくお待ちください。

それでは答申文(案)について、読み上げさせていただきます。

(※事務局より、答申文(案)を読み上げ)

[会長]

ご説明ありがとうございました。この内容で答申とさせていただきたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。

(※全委員、異議なし)

では、ご異議なしということで、この内容で18日に副会長と一緒に市長に答申したいと思っております。どうもありがとうございました。

8. 閉会

[会長]

それでは、特にご意見もございませんので、本審議会はこれで全ての議題が終了いたしましたので、進行を事務局に返させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

[司会]

皆さま方には長時間に渡りまして、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。ただいまご検討いただきました通り、総合計画基本構想変更にあたりましては、市議会の議決を必要といたしますので、彦根市議会に上程いたしまして、ご審議いただくこととなります。

本審議会につきましては、第2回を年が明けましてから開催する予定をしております。次年度の具体的な取組み等につきまして説明させていただきたいと考えております。開催の日時につきましては、改めて皆さまにご都合をお伺いした上で、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第1回彦根市総合計画審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(以上)

第1回彦根市総合計画審議会出席委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
安孫子 尚子	聖泉大学 准教授
磯谷 直一	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 事務局長
一圓 泰成	公益社団法人彦根観光協会 会長
上田 美佳	株式会社千成亭風土 取締役
上田 洋平	滋賀県立大学 講師
上ノ山 眞佐子	彦根市社会教育委員の会議 副委員長
大西 康夫	彦根市小・中学校長会 城南小学校 校長
大脇 利博	東びわこ農業協同組合 代表理事理事長
岡村 博之	NPO法人小江戸彦根 副理事長
小田柿 幸男	一般社団法人彦根市スポーツ協会 会長
笠原 恒夫	NPO法人日本防災士会滋賀県支部湖東ブロック 代表
加藤 義朗	公募委員
川上 建司	公募委員
志賀谷 光弘	彦根商工会議所 専務理事
柴田 謙	犬上・彦根防犯自治会金城支部 支部長
力石 寛治	彦根市人権教育推進協議会 会長
寺崎 文美	彦根市環境保全指導員連絡会議
轟 慎一	滋賀県立大学 准教授
長崎 弘法	公募委員
中島 智史	滋賀県湖東土木事務所 所長
中村 藤夫	彦根市消防団 団長
原 未来	滋賀県立大学 准教授
馬場 加依子	彦根市国際協会
樋口 吉範	彦根市PTA連絡協議会 アドバイザー
久木 春次	公募委員

氏 名	所 属 等
廣川 能嗣	滋賀県立大学 理事長
山中 清次郎	彦根市老人クラブ連合会 会長
吉倉 秀和	びわこ成蹊スポーツ大学 講師
吉田 徳一郎	彦根市青少年育成市民会議 会長

第1回彦根市総合計画審議会 市職員出席者

市長	大久保 貴
副市長	山田 静男
企画振興部長	犬井 義夫
市長直轄組織参事(総括)	山本 茂春
総務部長	牧野 正
市民環境部長	鹿谷 勉
福祉保健部長	田中 一朗
子ども未来部長	高橋 嘉子
産業部長	辻 宏育
都市建設部長	藤原 弘
上下水道部長	安居 庄二
市立病院事務局長	馬場 完之
教育部長	岸田 道幸
消防長	岡田 広幸
企画振興部次長	牛澤 淳
企画振興部企画課	前川 昌敏
企画振興部企画課	木戸 洋平
企画振興部企画課	阪東 利弥